

Novel Golf Challenge Tour 大会規約(アマチュア選手用)

第1条(目的・適用)

本大会規約(以下「本規約」)は、株式会社LyM(以下「主催者」)が主催・運営する **Novel Golf Challenge Tour**(以下「NGCT」)の安定的かつ円滑な運営を目的として定められたもので、NGCTに参加するアマチュア選手(以下「参加選手」)及びその希望者(以下「参加希望者」)／参加選手と併せて「選手等」)に適用され、主催者と選手等との関係について規定するものである。

第2条(個別規定)

主催者が、本規約に付随して個別の規定、マニュアル等を定めた場合には、当該規定は本規約の一部を構成するものとする。

第3条(規約の遵守)

1. 選手等は、NGCTへの参加及びその申出にあたり、本規約を遵守する義務を負うものとする。
2. 参加選手は、帯同キャディ及び当該選手が支給されたファミリーパスを使用して入場した者(以下「ファミリーパス利用者」)にも本規約を遵守させなければならない。

第4条(指示の遵守)

参加選手は、主催者及び主催者が指定した者(主催者の従業員、委託先、千葉よみうりカントリークラブ関係者、ボランティア等を含むがこれらに限られない)の指示を遵守しなければならない。

第5条(譲渡等の禁止)

選手等は、NGCTに関して取得した一切の権利義務について、第三者への譲渡、承継その他一切の処分をしてはならない。

第6条(参加資格)

NGCTに参加するためには、ハンディキャップ5以下相当が条件とし、この条件を満たさない参加希望者はNGCTに参加又は申込みすることはできない。

第7条(申込手続)

参加希望者は、主催者が別途定める手続に従ってNGCTへの参加を申し込むものとし、主催者が定める方法以外による申込は認められない。

第8条(仮エントリー)

1. NGCTへ参加するためには、主催者が別途定めるエントリーフィーを支払わなければならない。支払完了時点で仮エントリーが成立する。
2. 支払われたエントリーフィーは、本規約に特段の定めがある場合を除き返金しない。

第9条(参加確定)

1. 仮エントリーを行った参加希望者は、主催者が定める期限までにサポーターから指定を受け、5口の協賛金を集めなければならない。
2. 必要口数が主催者に支払われた時点で参加が確定し、主催者は通知を行う。但し、上限人数を超えた場合は先着順により参加できないことがある。
3. 必要口数を満たせない場合、申込は自動的に取消となる。
4. 取消時はエントリーフィーを返還するが、振込手数料は参加希望者の負担とする。
5. 参加選手の受けられる支援に上限は設けないが、賞金額はR&Aアマチュア規定に準ずる。

第10条(参加拒否)

主催者は、別途定める判断基準に基づき、参加申込を拒否できる。参加希望者は異議を述べることはできない。

第11条(出場義務)

1. 参加確定後は競技に必ず出場しなければならない。
2. 病気や重大事由がある場合のみ欠場できる。
3. 第1打以降の欠場は棄権とみなす。

第12条(参加選手の義務)

参加選手は以下の義務を負います。

- 1 エチケット及びマナーの遵守
- 2 主催者指定のファンサービスへの参加
- 3 コミュニケーションエリアでのサポーターとの交流
- 4 主催者指定の催事・広報活動・取材対応
- 5 表彰式その他式典への出席
- 6 その他主催者が運営上必要と判断する事項への協力

第13条(キャディ申請)

- 1 帯同キャディを利用する場合、主催者が定める期限までに申請しなければならない。期限を過ぎた場合はセルフプレーとなります。
- 2 申請取消し後は、セルフプレーとなり、参加選手はこれを承諾するものとします。

第14条(ルール遵守)

- 1 R&Aルール及び各ゴルフ場のローカルルールを遵守するものとします。
- 2 主催者が定めるカート使用禁止等の追加ルールも遵守しなければなりません。
- 3 違反した場合、失格や次回以降の参加拒否となることがあります。

第15条(禁止事項)

参加選手は以下の行為をしてはなりません。

- 1 NGCTにより知り得た内部情報の漏えい
- 2 競技結果に影響を与える不正行為
- 3 許可なき広告宣伝活動

第16条(参加取消)

主催者は、選手が規約違反をした場合、競技開始前後を問わず参加を取り消すことができます。

第17条(競技運営)

- 1 スタート時間、組み合わせ、ホールロケーション、ティーマーク位置等は主催者が決定します。
- 2 スタート方式は1番・10番スタート、ワンウェイ、ショットガン等から選択されます。必要に応じて変更することができます。

第18条(大会中止等)

- 1 天災・戦争・疫病等により開催中止、競技不成立又は短縮が決定されることがあります。選手は異議を述べられません。
- 2 中止時はエントリーフィーから振込手数料を差し引いた額を返還します。
- 3 予備日が設定されている場合、選手はこれを前提に参加するものとします。

第19条(賞金等)

- 1 賞金総額及び配分は主催者が定めます。
- 2 協賛6口以上を集めた選手にはファイトマネーが支給されます。
- 3 表彰式欠席や失格時などは賞金・ファイトマネーは支払われません。

第20条(個人情報)

主催者は参加選手の個人情報を、NGCT運営・管理、連絡通知、事業案内のために利用します。

第21条(肖像権等)

- 1 主催者が許可する撮影・放送等に関し、参加選手は肖像権を無償譲渡するものとします。
- 2 主催者依頼に基づき作成した著作物の著作権も主催者に譲渡します。

第22条(選手写真の提供等)

主催者の求めに応じ写真データを提供し、権利侵害があれば差替えに応じるものとします。

第23条(規約改定)

主催者は、選手等に通知することで本規約を改定できる。

第24条(事故等)

主催者は、選手が負った傷病、事故、盗難等について責任を負いません。

第25条(反社会的勢力排除)

選手等および帯同者が反社会的勢力に属さないことを表明保証し、違反時は参加を取り消します。

第26条(管轄)

本規約又はNGCTへの参加に関する紛争は、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。